

兵庫県警察術科指導者運用規程

〔昭和40年7月23日〕
〔本部訓令第16号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県警察における柔道、剣道、逮捕術、救急法及び体育の各術科の指導者(以下「術科指導者」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(術科指導者の責務)

第2条 術科指導者は、警察官に対して、担任する術科を指導し、強じんな体力と旺盛な気力を養わせ、並びに職務の遂行に必要な技能の修得及び錬磨をさせ、もって現場執行力の強化を図ることを責務とする。

2 術科指導者は、自己の責務を自覚して、常に技術と指導能力の研さんを図り、品性の陶冶に努めなければならない。

(術科指導者の区分等)

第3条 術科指導者を指導員と助教に区分し、その呼称、資格及び指定権者は別表第1のとおりとする。

2 術科指導者は、前項の資格を備え、人格がすぐれ、かつ、術技について十分な指導能力を有する者のうちから、指定権者が指定するものとする。

3 前項の指定権者は、その指定に係る術科指導者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、その指定を解除することができる。

(1) 術科指導者としての品位をそこなう行為をしたとき。

(2) 指導能力が著しく低下したとき。

(3) 体力が術科指導者としての任に耐え難くなったとき。

(4) その他指定権者が解除を必要と認められたとき。

(術科指導者運営委員会)

第4条 指導員及び主席助教の指定及び解除並びにその運用について審議するため、警察本部(以下「本部」という。)に術科指導者運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項に委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 警察本部長(以下「本部長」という。)

(2) 副委員 警務部長

(3) 委員 警務課長、教養課長、主席師範及び本部長が指名する者

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

4 委員会は、会議又は持ち回り決議によるものとする。

(指導員の配置及び任務)

第5条 指導員を配置する所属(以下「配置所属」という。)及び指導員が指導を担当する所属(以下「担当所属」という。)は、別表第2のとおりとする。

2 指導員の任務は、次の各号に掲げる指導員の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 主席師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を総括し、副主席師範以下

の指導員の指導育成に当たる。

- (2) 副主席師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を担当し、師範以下の指導員の指導育成に当たる。
- (3) 師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を担当し、上席教師以下の指導員の指導育成に当たる。
- (4) 上席教師 術科訓練の指導及び教養を分任し、教師の指導育成に当たる。
- (5) 教師 術科訓練の指導及び教養を分任する。

(主席助教の配置及び任務)

第6条 主席助教は、本部長が必要と認める所属に置く。

- 2 主席助教は、自己の所属において、柔道又は剣道、逮捕術及び救急法の訓練時間中、指導者として指導に当たるものとする。ただし、指導員の巡回指導があるときは、これを補助するものとする。

(指導員及び主席助教の指定の手続)

第7条 本部長が行う指導員及び主席助教の指定は、人事異動通知書により行うものとする。

(柔道助教等の数及び任務)

第8条 柔道助教、剣道助教、逮捕術助教、救急法助教及び体育助教(以下「柔道助教等」という。)は、各所属に1人ずつ置くものとする。ただし、本部の所属にあつては、必要がある場合のほか置かないことができる。

- 2 柔道助教等は、担任する術科の訓練時間中、指導者として指導に当たるものとする。ただし、指導員の巡回指導があるとき、又は主席助教が指導しているときは、これを補助するものとする。

(柔道助教等の指定の手続及び通報)

第9条 所属長が柔道助教等を指定するときは、兵庫県警察処務規程(昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号)第59条に規定する事務担当者任免簿により、指定するものとする。

- 2 所属長は、柔道助教等を指定し、又は変更したときは、次の事項を教養課長に通報しなければならない。

- (1) 指定又は変更の年月日
- (2) 氏名、職員番号及び担任する術科の種別

(術科指導者名簿)

第10条 教養課長は、術科指導者名簿を備え付け、術科指導者の指定の状況を明らかにしておかなければならない、

(術科指導者の兼任)

第11条 術科指導者は、2以上の術科を兼ねることができる。

(術科指導者会議)

第12条 教養課長は、術科訓練を効果的に推進し、かつ、術科指導に関する調査、研究に資するため、術科指導者による会議を開催することができる。

(指導員の巡回指導計画等)

第13条 教養課に配置された指導員は、月ごとの巡回指導計画及び巡回指導実施結果(別記様式)を作成し、次の各号に掲げる日までに、教養課長に報告しなければならない。

- (1) 翌月分巡回指導計画 毎月末日

(2) 前月分巡回指導実施結果 毎月7日

(指導員の勤務監察等)

第14条 配置所属の長は、指導員の勤務について、監督の責めを負うとともに、指導員がその任務を十分果たし得るよう配慮するものとする。また、担当所属の長から指導員の派遣要請を受けたときは、事情の許す限りこれに応じなければならない。

2 指導員の派遣を受けた担当所属の長は、その所属の訓練時間中、指導員の勤務について、監督の責めを負うものとする。

3 指導員の派遣を受けた担当所属の長は、術科訓練の重要性を認識し、所属における術科訓練の実効が上がるように配慮するものとする。

(指導員の勤務日誌)

第15条 配置所属の長は、勤務日誌を備え、指導員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。

2 指導員は自己の配置所属以外の所属で指導を行うときは、その開始前及び終了後、その旨を自己の配置所属の長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和40年8月1日から施行する。

(逮捕術指導員勤務要綱の廃止)

2 逮捕術指導員勤務要綱(昭和31年兵庫県警察本部訓令第19号。以下「要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程施行の際、現に要綱の規程に基づき逮捕術指導員に指定されている者は、この規程の相当規程に基づき、それぞれ指定されたものとみなす。

附 則(昭和41年7月5日本部訓令第19号)

この訓令は、昭和41年7月15日から施行する。

附 則(昭和42年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年3月31日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則(昭和58年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年4月1日本部訓令第10号)

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月25日本部訓令第19号)

この訓令は、昭和62年1月20日から施行する。

附 則(平成6年3月18日本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）
この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成16年12月22日本部訓令第19号）
この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則（平成23年5月1日本部訓令第8号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成23年5月1日から施行する。
（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の兵庫県警察術科指導者運用規程の規定により術科指導者として指定されている者については、この訓令による改正後の兵庫県警察術科指導者運用規程別表第1に規定する資格を有しているものとみなす。

別表第1（第3条関係）

術科指導者の呼称、資格及び指定権者

| 区分 | 呼 称 | 資 格 | 指定権者 |
|-------------|-----------|--|-------|
| 指 導 員 | 主 席 師 範 | 1 警視の階級 2 副主席師範としての1年以上の経歴 | 本 部 長 |
| | 副 主 席 師 範 | 1 警部の階級 2 柔道7段又は剣道7段以上、逮捕術上級、 救急法上級及び体育に関する専門的知識 3 師範としての6年以上の経歴 | |
| | 師 範 | 1 警部の階級 2 上席教師としての1年以上の経歴 | |
| | 上 席 教 師 | 1 警部補の階級 2 柔道6段又は剣道6段以上、逮捕術上級、 救急法上級及び体育に関する専門的知識 3 教師としての4年以上の経歴 | |
| | 教 師 | 1 警部補の階級 2 柔道5段又は剣道5段以上、逮捕術上級及 び救急法上級 | |
| 助 教 | 主 席 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 原則として柔道5段又は剣道5段以上、逮 捕術上級及び救急法上級 | 所 属 長 |
| | 柔 道 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 原則として柔道4段以上 | |
| | 剣 道 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 原則として剣道4段以上 | |
| | 逮 捕 術 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 原則として逮捕術上級 | |
| | 救 急 法 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 原則として救急法上級 | |
| | 体 育 助 教 | 1 巡査部長以上の階級 2 体育に関する相当の知識 | |

別表第2（第5条関係）

指導員の配置所属及び担当所属

| 配 置 所 属 | 担 当 所 属 |
|---------|---------|
| 教 養 課 | 全所属 |
| 警 察 学 校 | 警察学校 |
| 機 動 隊 | 機動隊 |